

# 鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会条例

平成 27 年 3 月 30 日  
条例第 61 号

## (趣旨及び設置)

第 1 条 この条例は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成 20 年法律第 40 号。以下「法」という。)第 11 条第 1 項の規定に基づき、法第 5 条第 1 項の規定に基づく鎌倉市歴史的風致維持向上計画(以下「歴史的風致維持向上計画」という。)の作成及び変更に関する協議等を行うため、鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議を行うこと。
- (2) 法第 5 条第 6 項の規定により意見を述べること。
- (3) 法第 5 条第 8 項の認定を受けた歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (4) その他歴史的風致の維持及び向上に関し必要な事項について協議を行うこと。

## (組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 11 条第 2 項に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第 2 項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱され、又は任命された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

## (委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。